

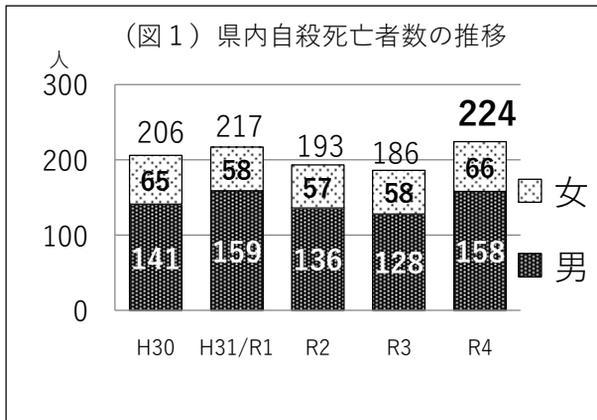
自殺対策の取組（周知啓発強化）について

令和 5 年 5 月 3 1 日
健康福祉部

1 趣旨

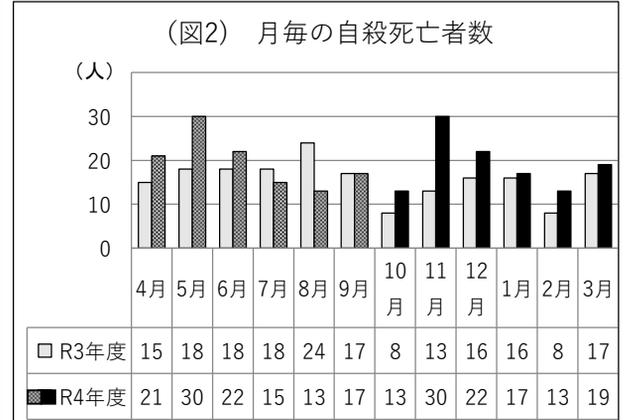
令和 4 年の県内自殺者数が 224 人と前年から 38 人増加したことに加え、令和 5 年に入っても月ごとの自殺者数が前年を上回る状況が続いており、自殺予防対策の強化が急務となっていることから、市町村と県が連携して全県規模の周知啓発事業を行うことで、広く県民に自殺予防をアピールする。

令和 4 年は自殺死亡者が 224 人 (対前年比 38 人の増 (男性 30 人、女性が 8 人))

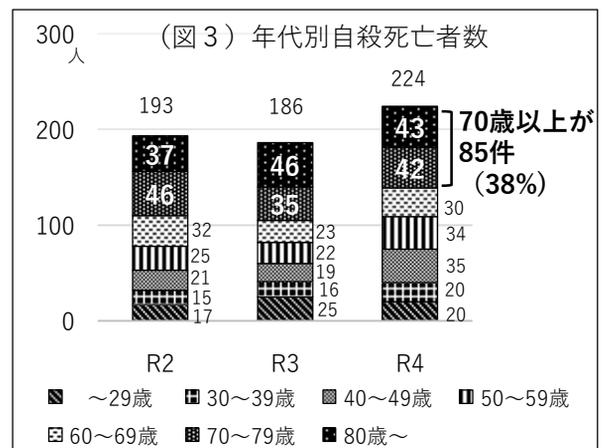


○自殺死亡者数のデータは、警察による調査に基づく

6か月連続で前年同月を超過 (R4年10月～R5年3月)



自殺死亡者の約 4 割が 70 歳以上



2 取組の概要

①市町村広報と自殺予防(相談窓口周知)

リーフレットの同時配布による周知強化

県内の自殺者の約 4 割を 70 歳以上が占めているが、高齢者は外出する機会が少ない方も多く、周知啓発のリーフレットを手元に届けることが難しいことから、比較的高齢者が手に取ることの多い市町村広報と一緒に、相談窓口等を記載した自殺予防のリーフレットを配布することで、情報提供の強化を図る。

※リーフレットは県で作成、配布にあたっては各市町村と実施方法を協議。

②県、市町村、民間団体等による全県一斉自殺予防街頭キャンペーンの実施

これまで、自殺予防の街頭キャンペーンは行われているが、実施場所は市街地にある駅やショッピングセンターなどが多いことから、より幅広く県民に PR するために、県(本庁、各地域振興局)、全市町村等が一斉に街頭キャンペーンを行うことで、県内における自殺予防の機運醸成を図る。

※9月10日の「世界自殺予防デー」前後に実施日を設定。配布資材については県から支給を予定。

カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

令和 5 年 5 月 31 日
生 活 環 境 部

1 現 状

2022 年 3 月 県は「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標を▲54%（2013 比）に設定

2019 年度の温室効果ガス排出量 ▲15.7% (2013 比)
※目標達成に必要な▲2.2%/年ペースを上回る▲2.6%/年の削減ペース

4 月 県が「2050 年カーボンニュートラル」を表明

2023 年 4 月 これまで 9 市町村が「ゼロカーボンシティ」を表明

2 令和 5 年度の主な取組(市町村関係)

(1) 県民総参加の行動の促進

① 県民への働き掛け

- ・ YouTube 広告の配信やプロスポーツチームとの連携による普及啓発の実施
- ・ 県内の大学生・専門学校生等を対象にした CO₂削減に関するアイデア実践コンテストの実施
- ・ 洋上風力の導入拡大等により、環境と経済の好循環を通じて変わる秋田への理解を深める「あきたエコフェス」の開催（9 月 2, 3 日 アゴラ広場、市町村の取組も紹介）
- ・ 資源・エネルギーの無駄を削減する、外食時の食べ残しを持ち帰るモデル事業の実施（50 店程度）

② 「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」の活性化

- ・ 事業者等の「ゼロカーボンアクション宣言」による取組の拡大と県民会議への加入促進
- ・ 温暖化防止の機運醸成や脱炭素経営、カーボンオフセットに関するセミナーの開催

③ あきた省エネ家電購入応援キャンペーン

- ・ 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫の購入への助成
（12 月 28 日まで、購入金額の 20%相当・上限 2 万円/台）



ゼロカーボンアクション宣言ロゴマーク

(2) 市町村へのサポート

- ・ 温暖化対策に係る市町村の実行計画（区域施策編）策定等の伴走支援
- ・ 温暖化対策計画策定等に関する職員向けスキルアップセミナー等の開催（3 回程度）

市町村においても、温暖化対策計画(区域施策編)の策定を進めるとともに、広報紙などあらゆる機会を通して、省エネやごみ減量化にもつながるプラごみ・食品ロス削減等の呼び掛け、県事業の周知など、温室効果ガスの排出削減に共に取り組んでいただくようお願いする（県が所有する展示パネルやチラシ、動画等の提供のほか、県地球温暖化防止活動推進センターでは学校・町内会等への講師派遣が可能）。

また、「ゼロカーボンシティ」の表明や「ゼロカーボンアクション宣言」の実施について、積極的な検討をお願いする。

カーボンニュートラルの実現に向けた再造林の拡大について

令和5年5月31日
農 林 水 産 部

1 基本方針

- スギ人工林資源が伐期を迎えており、これを循環利用しながら将来の資源を造成し、平準化していく。
- 林道から近いなど適地においては、伐採と植栽を一体的に行う低コスト造林技術により再造林を推進していく。

R4実績見込み:561ha(41%) → R5目標:604ha(44%) → R7目標:750ha(50%) → 将来:1,500ha(100%)

2 再造林対策

(1) 林業経営体への造林地の集積

- ・ 林業経営体（造林マイスター）が森林所有者に再造林を働きかけ、造林地を集積し、再造林とその後の保育管理も実施
- ・ 県が造林地を集積する林業経営体に対し15万円/haを支援

(2) 低コスト・省力造林技術の開発・普及

- ・ 低密度植栽や下刈回数の減などの低コスト・省力造林技術を開発
- ・ 実践フィールドを活用した低コスト・省力造林技術の研修

(3) 優良な苗木の品種開発と種子の増産

- ・ エリートツリー（スギ・カラマツ）の品種開発や採種園の整備による種子の増産

(4) 業界団体と一体となった取組の推進

- ・ 造林地の集積に応じて再造林を実施する森林所有者に対し、秋田県再造林推進協議会と協調して8万円/haを支援
- ・ 協議会と連携し、フォーラムや出前講座などにより再造林の機運を醸成
- ・ 県有林での森林クレジットの創出とセミナーの開催

(5) 再造林を担う人材の確保・育成

- ・ 林業の魅力を発信し、職業の選択に向けたPR
- ・ 就労環境の改善に対する支援と労働安全意識の向上のための研修

〈秋田林業大学校の研修風景〉



〈高性能林業機械による伐木造材〉



3 市町村への依頼事項

- 森林所有者の負担軽減を図るため、再造林や保育への市町村独自の支援について、助成内容の拡充（下刈の追加や助成率の向上）や新規の取組をお願いする。
※ 再造林への支援：20市町村
- 小中学生等の若い世代をターゲットとした林業の魅力を発信するイベント開催の周知をお願いする。

「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議（仮称）」について

令和5年5月31日
産業労働部

1 会議の目的

- 本県における洋上風力発電事業は、“地域との共存共栄”の理念の下、大手資本を中心とする事業体により実施・計画されており、発電以外の分野においても、人口減少問題をはじめとする諸課題の克服や県勢の発展に向けて、大手資本と連携できる絶好の機会を迎えている。
- 既に複数の分野において、発電事業者側の提案をベースとした取組が実施・検討されているが、より実効性のある連携策を幅広い分野で全県的に展開するため、発電事業者の代表者や各部局長等が一堂に会し、各部局のアイデアを提案しながら、大手資本が有するリソースやノウハウと本県が抱える地域課題のマッチングを行うための会議体を設置する。

本県における洋上風力発電事業者の概要

発電事業者	事業実施区域	出資企業
秋田洋上風力発電株式会社	港湾区域内（秋田港・能代港）	丸紅(株)など県外企業6社、県内企業7社
秋田由利本荘オフショアウインド合同会社	一般海域（由利本荘市沖）	三菱商事(株)など県外企業3社、県内企業1社
秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社	一般海域（能代市・三種町・男鹿市沖）	三菱商事(株)など県外企業3社

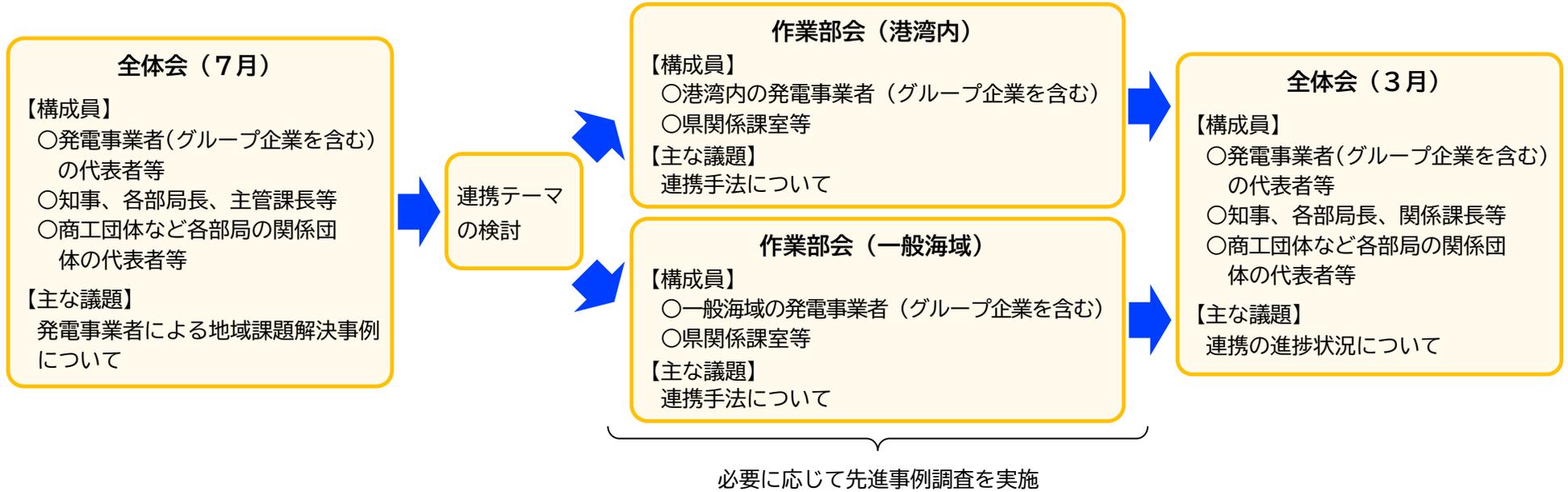
2 議論の方向

関係団体の意見を踏まえながら、各部局が抱える課題とその解決に向けたアイデアを会議に提示し、発電事業者側と具体的な連携策の内容について検討を進め、必要に応じて県事業としての予算化を図る。

[連携テーマのイメージ（例）]

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ○電動車両による停電発生時の家庭用電力の供給 | ○情報通信インフラの整備 |
| ○中山間地域等における買い物支援 | ○史跡など観光地におけるARの活用 |
| ○介護ロボットの導入 | ○3Rの推進 |
| ○県産品の国内外への販路拡大 | ○インフラ施設の長寿命化 |
| ○公有財産の有効活用 | ○SDGs教育の推進 |

【参考】会議の構成、令和5年度スケジュール等（想定）



公営住宅の入居要件の緩和について

令和5年5月31日

建設部

1. これまでの経緯

- 公営住宅の入居にあたっては連帯保証人が必要とされてきたが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加しており、今後、連帯保証人の確保が一層困難になることが懸念されている。
- 平成30年3月、国土交通省は入居に際しての取扱いについて、「保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべき」として技術的助言を通知し、モデル条例から連帯保証人の規定を削除した。
- 令和2年2月、前出の通知の趣旨が浸透していないと判断され、国より重ねて通知があった。

2. 県市町村の協働に向けて

- ① 県が主催する公営住宅担当者会議等において、入居要件の緩和について市町村と意見交換を図ってまいりたい。
- ② 連帯保証人の免除規定を設けていない市町村については、公営住宅の目的を踏まえて、特段の配慮をお願いしたい。

⇒変化する社会情勢に配慮し、セーフティネットの根幹を担う公営住宅の制度趣旨により、引き続き適切な公営住宅の管理をお願いします。

参考

秋田県では、努力を講じてもおお連帯保証人を確保できない場合、緊急連絡の届出をもって、連帯保証人を要せず入居を認めるなど、弾力的に運用している。

(秋田県営住宅条例 (抄))

第十七条 県営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から十日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

一 入居を許可された者と同程度以上の所得を有する者で、知事が適当と認めるものが連帯保証人として連署する請書を提出すること。

二 略

2 略

3 知事は、特別の事情があると認める者については、第一項第一号に規定する請書に連帯保証人の連署を要しないものとすることができる。

なお、免除規定を設けていない地方自治体の条例は以下の通り。

(〇〇営住宅管理条例 (抄))

第〇条 〇営住宅等の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 原則として〇内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、〇長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 略

ハザードマップの適切な記載について

令和5年5月31日
建設部

令和5年4月10日～4月14日に行われた水管理・国土保全局所管補助事業等に係る会計実地検査において、県内各市町村で作成されているハザードマップに、「水害ハザードマップの手引き」で「地図上に記載すべき事項」とされている項目の一部が記載されていない状況が確認された。

既存ハザードマップの早期改善に努めていただくほか、今後作成が予定されている内水・高潮・津波の各ハザードマップにおいても「地図上に記載すべき事項」に留意していただきたい。

水害ハザードマップの手引き (国土交通省水管理・国土保全局)		令和5年4月末の状況
地図上に表示するもの		不記載団体数
・ 想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深		不記載団体無し
・ 津波災害警戒区域と津波基準水位		—
・ 土砂災害警戒区域		1
・ 早期の立退き避難が必要な区域		17
・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	(アンダーパス)	5
	(避難所の階数)	16
・ 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等	(地下街)	—
	(要配慮者利用施設)	10
	(大規模工場)	—
・ 水位観測所等の位置 (映像が提供されるCCTV等を含む)	(水位観測所)	11
	(河川カメラ)	15

※1 ハザードマップを作成済みの20市町村の状況。

※2 表中「—」は対象施設がない、又は対象区域の設定がないもの。

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

部局名 警察本部

項 目 名	防犯設備等の設置に関する事業の新設及び拡大について
要 旨	地方創生臨時交付金を活用した防犯設備等設置に関する事業の新設及び拡大を依頼する。
理 由 (背景等)	<p> 昨年の全国における特殊詐欺の被害は、前年に比べて認知件数及び被害額ともに増加し、被害額は8年ぶりに増加に転じるなど、深刻な情勢が続いているほか、SNS上で実行犯を募集する手口による特殊詐欺や、いわゆる「闇バイト強盗」などと言われる強盗事件も発生しており、国民の間で不安感が広がっております。 </p> <p> このような情勢を踏まえ、政府では、本年3月に、この種の犯罪から国民を守るための緊急対策プランを閣議決定したところであります。この対策には、国で予算措置されている「地方創生臨時交付金」が活用可能となりますが、今年度から、防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能の高い建物部品・固定電話機、防犯カメラ等の設置など、「防犯対策強化のための取組の支援」が加えられました。 </p> <p> 当県においては、いわゆる「闇バイト強盗」の発生はありませんが、特殊詐欺の被害件数は昨年まで4年連続で増加し、依然として高齢者の被害が約半数を占めるなど非常に厳しい情勢が続いております。県民の生活に防犯機能付き固定電話機、防犯カメラ等の防犯設備が普及することは、特殊詐欺被害を未然に防ぎ、強盗等の犯罪を抑止することにつながります。 </p> <p> 各市町村の実情に応じて、臨時交付金を活用した防犯設備等設置に関する事業の新設や拡大を行うことにより、防犯設備が県民の間に普及し、ひいては県民の犯罪被害の減少につながりますので、安全に安心して生活を送るための対策に配慮していただくようお願いいたします。 </p>

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

部局名 警察本部

項 目 名	サイバーセキュリティ対策の向上について
要 旨	<p>公衆無線LANなど、インターネット環境を提供する官公庁・事業者に対するサイバーセキュリティ対策の向上のための働き掛けと、公衆無線LANの利用者に対する働き掛けを依頼する。</p>
理 由 (背景等)	<p>サイバー空間における犯罪や攻撃などの脅威について、実行行為者は匿名性を高めるため、特定のソフトウェア（T o r など）を悪用したり、公衆無線LANを利用する例があります。</p> <p>また、それぞれの市町村に所在する宿泊・観光施設等においても、インターネット環境の整備が進められ、こうした施設の公衆無線LANが犯罪に利用されるおそれもあります。</p> <p>公衆無線LANを提供する官公庁や事業者においては、 利用者の認証方式を導入 通信履歴の保存 通信の暗号化・通信可能エリアの制限 利用回数、時間の制限 など、事後追跡可能性を確保し、犯罪に利用しにくい環境の整備をすることで安全性が高まります。</p> <p>そして公衆無線LANの利用者に対しても、不正アクセス被害や個人情報情報の漏えい防止のため 接続するアクセスポイントの確認 IDやパスワードの管理の徹底 など、セキュリティ意識を向上させることが必要です。</p> <p>警察からも働き掛けを行ってまいりますが、各市町村からも働き掛けを行っていただくようお願いいたします。</p>

秋田県・市町村協働政策会議における協議結果のフォローアップについて

令和5年5月31日
企画振興部

令和4年11月22日に開催された会議において市町村及び県から提案のあった事項について、現在、次のような取り組みが進められている。

1 市町村提案事項について

市町村の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>カーボンニュートラル達成に向けた県との連携について</p> <p>カーボンニュートラル達成に向けた機運の醸成を図るため、県と市町村が連携し、啓発事業等に取り組む。</p>	<p>カーボンニュートラルの達成には、各界各層・各地域でのオール秋田の取組が肝要なことから、県内各地域における企業の取組意識の向上や、県民一人ひとりの理解と行動変容につながる多様な取組を展開していく。</p>	<p>【担当：生活環境部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県のイベントや各種強調月間、省エネ家電購入応援キャンペーン等の情報を定期的に提供し、市町村広報紙に掲載してもらうなど、連携して情報の発信を行っている。 ○ 令和5年度は、市町村による後援や共催など連携を図る形で、脱炭素経営に関するセミナー等を県北、県央、県南の各地区において開催するほか、県の一大環境イベントである「あきたエコフェス」において、市町村のブース出展や取組内容の紹介を行うことにしている。 ○ 市町村の求めに応じて、イベント等に県が所有する展示パネルやチラシ、動画等を提供するほか、県地球温暖化防止活動推進センターでは学校・町内会等への講師派遣を実施している。

2 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>防災士の養成による地域防災力向上について</p> <p>自主防災組織のリーダーの担い手不足の解消と地域防災力の更なる向上を図るため、地域で活動する防災士の養成や自主防災組織の新規結成、既存組織の活性化について、県と市町村が連携して取り組む。</p>	<p>激甚化・頻発化する災害において、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民自らの防災行動が重要であり、防災士と連携して地域住民の防災意識の向上や、自主防災組織の活動の活性化を図っていくことが効果的であることから、自主防災組織など地域防災の中核となる人材を増やし、地域の防災力をさらに向上させていく。</p>	<p>【担当：総務部】</p> <p>(1) 防災士の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、令和5年4月1日付けで日本防災士機構から「防災士養成研修実施機関としての認証」を受けており、11月中旬に防災士養成研修講座を実施する予定である。 ○ 研修委託先決定後、6月中旬に各市町村へ事業説明を行う予定であり、改めて「受講適任者の推薦」及び「受講者への支援に係る予算措置」をお願いする。 <p>(2) 自主防災組織の新規結成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村、防災士会及び秋田大学と連携した各種研修会や優良自主防災組織の表彰、防災アドバイザー派遣のほか、市町村独自の取組等により、令和4年度は27団体の新規結成に結びついた。 ○ 一方で、高齢化・過疎化の進行に伴って自主防災組織の活動が停滞するケースもあり、引き続き既存組織の活性化についても連携して取り組むことにしている。
<p>福祉医療制度の見直しについて</p> <p>県と市町村が協働で実施している福祉医療制度において、精神障害者を助成対象に追加する。</p>	<p>医療費助成については、限られた財源の中で安定的に事業を継続していくことが求められるが、障害者の多くは、地域の中で暮らしていく上で様々な不安を抱えており、将来にわたって、こうした不安を軽減する必要があることから、福祉医療制度の対象に精神障害者を追加する。</p>	<p>【担当：健康福祉部】</p> <p>令和6年8月から福祉医療制度の対象に精神障害者を追加することとし、県では補助要綱やマニュアルの改正を検討している。</p> <p>また、市町村は令和5年度から令和6年度にかけてシステム改修を実施する予定であり、令和5年度から県が改修費の一部を補助する。</p>

<p>統合型校務支援システムの導入について</p> <p>教職員の校務の効率化と負担軽減を図り、教育の質の向上に資するため、県と市町村による統合型校務支援システムの共同調達・共同利用の可能性について研究を進める。</p>	<p>県と市町村が連携して共通のシステムを導入することにより、システム構築・開発費等のコストが合理化されるとともに、教職員の異動や児童生徒の転出入、進学その他の情報共有等が容易になることから、統合型校務支援システムの共同調達・共同利用に向け、システムの機能、費用負担の在り方、導入スケジュール等について、調査・研究を進める。</p>	<p>【担当：教育庁】</p> <p>本年1月に統合型校務支援システムに関する市町村向け説明会を開催し、その後の意向調査で、全ての団体において、システムの共同調達・共同利用に向けた協議会への参加意向が確認できたことから、同年3月に、協議会の準備会合を開催した。</p> <p>今月には、県・全市町村・秋田大学（＝附属小・中学校）で構成される「秋田県教育情報化協議会」を設置し、第1回会議では、基本的方向性等について合意するとともに、今後のスケジュールの確認を行った。</p> <p>今後は、同協議会及び実務担当者によるワーキンググループにおいてシステムの仕様等について協議を行った上で、年度内にシステムを構築し、準備の整った市町村について、令和6年度から運用開始することを目標としている。</p>
---	--	---